

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065255-01-01

事業名	中城湾港新港地区インフラ整備事業	事業番号	01	課係名	企業立地推進課 立地環境整備班	係番号	01
-----	------------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 中城湾港新港地区の埋立用地の区画道路等のインフラ整備</p> <p>(2) 現状 1次埋立地及び3次埋立地についてはインフラ整備が完了したが、2次埋立地の一部（特別自由貿易地域）において区画道路等のインフラ整備が実施中である。</p> <p>(3) 方法 引き続き、区画道路のインフラ整備を図る。</p> <p>(4) 目標 区画道路等インフラ整備が完了した用地については随時分譲公募を行っている。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 昭和55年7月に沖縄県が策定した中城湾港開発基本計画の中で新港地区の開発をうたっている。さらに、公有水面埋立法第2条第1項に基づく公有水面埋立免許の中で、道路等公共施設の整備は沖縄県が実施することになっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 公有水面埋立法第2条第1項に基づく公有水面埋立免許の中で、公共施設の整備は、沖縄県が実施することになっている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>579,969</td> <td>192,471</td> <td>150,621</td> <td>309,700</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.30</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：中城湾港臨海部土地造成事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	579,969	192,471	150,621	309,700	人工数	1.30	1.00	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	579,969	192,471	150,621	309,700												
人工数	1.30	1.00	1.00	1.00												
<p>2. 事業の必要性 中城湾港新港地区は、本県の産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善、及び県土の均衡ある発展のため、県が開発事業を実施しており、用地の分譲を促進するためにも、企業活動に必要な道路、上下水道等のインフラ整備は必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和57年度，終期：平成19年度</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 分譲用地の整備</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 2次埋立地の一部及び1次・3次埋立の完成(進捗率98.1%)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 分譲用地に係る必要なインフラ整備の完成(進捗率100.0%)</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 企業への分譲</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) ・分譲率56.4%</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 分譲率65.0%</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 企業立地推進課 立地環境整備班				
評価責任者	企業立地推進課			担当者 立地環境整備班	
課番号	065255	係番号	01	電話番号	866-2770
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065255-01-01				
事務事業名	中城湾港新港地区インフラ整備事業				
歳出事業コード(1)	731001001	事業区分			
歳出事業名(1)	中城湾港臨海部土地造成事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	工業用地の整備の進捗率					
成果指標名又は成果の内容(A')	分譲率					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		96.50	97.50	98.10	/	0.00
成果指標A'		53.50	55.20	56.40	/	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	579,969	192,471	150,621	309,700	/
	人工数D	1.30	1.00	1.00	1.00	/
	人件費E	8,619	6,440	6,440	6,420	/
	合計C+E=F	588,588	198,911	157,061	316,120	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	中城湾港新港地区工業用地の企業誘致については、特別自由貿易地域制度を活用して、同地域への企業立地を促進するため、企業誘致活動を強力に展開しているが、制度面を初め、投資環境等に課題もあり、計画通りに進展していない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	特別自由貿易地域制度を活用して、同地域への企業立地を促進することにより、自立型経済の構築と雇用機会の増大を図ることに対する県民ニーズは高い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	産業別県内総生産でみた沖縄県の産業構造は、全国と比較しても第3次産業の構成比が突出して高く、製造業の構成比が低い状況になっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	昭和55年に策定した「中城湾港開発基本計画」に基づき実施された開発事業で、公有水面埋立法第2条第1項により埋立免許は、県が申請し許可を得ている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	公有水面埋立法第2条第1項により埋立免許は、県が申請し許可を得ている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	公有水面埋立法第2条第1項により埋立免許は、県が申請し許可を得ている。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	中城湾港マリン・タウン土地造成事業や豊見城地先開発事業も実施されている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	今後とも、造成事業を着実に推進し産業の集積を図るため工業用地の分譲・企業立地を図る必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	用地を造成しインフラを整備することにより、優良な工業用地を提供することで、企業誘致が促進する。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	土地造成事業については、進捗率98.1%となっており、平成19年度事業終了する予定である。今後、区画道路等一部のインフラ整備が残っている。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	造成終了に伴い、分譲を行っており、引き続き企業誘致を推進し分譲率の向上を図る。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	公有水面埋立法第2条第1項に基づき公有水面埋立免許を県が申請し、許可を得ている。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	土地造成事業であり、O A化は困難な事業である。
----------	--------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	C	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
11			2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	本県における産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展を図る目的で、工業用地の開発事業を推進している。さらに平成11年3月に特別自由貿易地域に指定された。引き続き造成事業を実施し企業立地に向けた分譲を推進する必要がある。 なお、同事業は平成19年度終了予定である。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065255-01-02

事業名	中城湾港新港地区環境調査業務	事業番号	02	課係名	企業立地推進課 立地環境整備班	係番号	01
-----	----------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 中城湾新港地区の環境保全と貴重動物の生息する干潟等がある海域</p> <p>(2) 現状 埋め立てにより工業団地等を造成している。</p> <p>(3) 方法 トカゲハゼなど貴重な野生生物の環境保全のため、生息状況等を調査する。 立地企業とは環境保全協定を締結する。</p> <p>(4) 目標 中城湾港新港地区の造成工事中及び供用後の環境保全を図る</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 公有水面埋立法に基づく運輸大臣の公有水面免許認可にあたり、貴重動物の保護及び環境保全が条件として付されているので、埋立事業実施主体が行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 埋立事業実施主体である県が行う必要がある。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>38,430</td> <td>34,671</td> <td>31,270</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 中城湾港臨海部土地造成事業</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	38,430	34,671	31,270	29,000	人工数	0.80	0.80	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	38,430	34,671	31,270	29,000												
人工数	0.80	0.80	0.80	0.80												
<p>2. 事業の必要性 埋立による環境への影響を回避するため、港湾法及び公有水面埋立法において環境影響評価の実施が義務づけられており、その結果、国の許認可において各種の環境保全対策が付帯事項として盛り込まれている。 特に「トカゲハゼ」は、日本では中城湾にのみ生息しており、新港地区埋立の実施により生息に影響がないよう十分な保護、対策の実施が必要とされている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和63年度, 終期: 平成19年度</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 人工干潟の造成 トカゲハゼ種苗放流 環境保全協定の締結</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 人工干潟を含む生息場 8カ所 約2.6ha 平成7年より放流 環境保全協定の締結</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) トカゲハゼ成魚生息数の調査 環境保全協定の締結</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) トカゲハゼ成魚生息数 環境保全協定の締結率</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) トカゲハゼ成魚生息数 約1,000尾(平成18年3月現在) 環境保全協定の締結率 100%</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 自然の状態で安定した生息数の確保 環境保全協定の締結率 100%</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 企業立地推進課 立地環境整備班				
評価責任者	企業立地推進課			担当者 立地環境整備班	
課番号	065255	係番号	01	電話番号	866-2770
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065255-01-02				
事務事業名	中城湾港新港地区環境調査業務				
歳出事業コード(1)	731001001	事業区分			
歳出事業名(1)	中城湾港臨海部土地造成事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	人工造成地整備面積(累計)					
成果指標名又は成果の内容(A')	トカゲハゼ成魚生息数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A		26,351.00	26,351.00	26,351.00	0.00	0.00
成果指標A'	尾	1,416.00	1,156.00	975.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	38,430	34,671	31,270	29,000	
	人工数D	0.80	0.80	0.80	0.80	
	人件費E	5,304	5,152	5,152	5,136	
	合計C+E=F	43,734	39,823	36,422	34,136	

トカゲハゼを種苗放流しなくても生息できる環境を保全する。

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 A	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	トカゲハゼは日本では中城湾のみに生息しており、新港地区の埋立の実施により生息に影響がでないよう十分な対策が必要とされたが、人工干潟を含む生息場の確保や立地企業との環境保全協定の締結等により、環境保全対策を行ってきた。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコ等貴重動物の保護や環境保全のための取り組みが求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	埋立に当たっては、貴重動物の保護及び環境保全の条件が付されており、その対策を実施した。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	昭和55年に策定した「中城湾港開発基本計画」に基づき実施された開発事業で、公有水面埋立法第2条第1項により埋立免許は、県が申請し許可を得ている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	公有水面埋立法第2条第1項により埋立免許は、県が申請し許可を得ている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	中城湾港新港地区のトカゲハゼ生息状況等監視調査及びトカゲハゼ種苗育成管理業務の委託を実施している。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	中城湾港新港地区にはトカゲハゼなど貴重な野生生物が確認されており、その保護や環境保全対策などが求められている。また、県が実施する各種開発事業においても環境保全対策は必要である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	日本では中城湾にのみ生息しているトカゲハゼの保護は重要であり、その生息環境を保全する必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	種苗放流せずにトカゲハゼの生育できるよう環境の保全を図る必要がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	これまで、トカゲハゼを含めた中城湾港（新港地区）の環境保全に取り組み、トカゲハゼ成魚生息数の回復も見られており、今後は、人工干潟の生息環境の保全を図る。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	これまで、トカゲハゼを含めた中城湾港（新港地区）の環境保全に取り組み、トカゲハゼ成魚生息数の回復も見られており、今後は、人工干潟の生息環境の保全を図る。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	中城湾港新港地区土地造成事業は、県が実施主体となって推進している事業であり、県の負担割合は妥当である。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	土地造成事業の一環としての環境保全対策であり、O A化は困難である。
----------	------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性	E	
5. 事務事業の選択	C		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
1 0	1	1	1	1	1

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C 具体的方向性 2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定 根拠	これまで実施したトカゲハゼ育苗放流事業や人工干潟など生息場の整備により、成魚生息数について一定の成果が見られている。 今後とも生育環境の保全に努めるとともに環境調査を実施しながら、トカゲハゼの保全を図る必要がある。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065255-02-02

事業名	プロモーション活動	事業番号	02	課係名	企業立地推進課 企業誘致班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 国内外企業、マスコミ等</p> <p>(2) 現状 特別自由貿易地域制度等の本県の投資環境については、全国的な周知がまだ不十分な状況である。</p> <p>(3) 方法 全国紙での投資環境広告、マスコミ招聘、ビデオ作成、JETRO主催の企業誘致セミナー実施、ダイレクトメール、経済団体の協力活用</p> <p>(4) 目標 国内外の誘致説明会の開催時期等に合わせて、ダイレクトメールやE-メールの発信の他に、ホームページのリンク強化や記者招聘によるパブリシティの活用、新聞広告を効果的に実施しメディアミックスを強化する。また、中央の経済紙記者等マスコミ関係者と知事との懇談会を開催し、本県の投資環境について相乗効果のある広報事業を実施する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 広報活動は、企業誘致活動の一手段であり、企業の立地推進は、地域振興を図る上で公共性を有する事業である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 企業の誘致は雇用機会の創出及び新たな産業の振興という観点から、県の推進すべき政策目標である。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>241,225</td> <td>98,419</td> <td>101,440</td> <td>98,868</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.45</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 企業訪問等特別誘致活動事業費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	241,225	98,419	101,440	98,868	人工数	1.45	1.60	1.60	1.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	241,225	98,419	101,440	98,868												
人工数	1.45	1.60	1.60	1.60												
<p>2. 事業の必要性 多くの県外企業に沖縄の投資環境を知ってもらい、企業との接触のきっかけとし、沖縄への立地・進出に繋げる必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成10年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 国内外での広報活動</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 国内外での広報活動 平成15年度: 企業誘致セミナー実施、経済特区戦略広報等 平成16年度: 企業誘致セミナー実施、経済特区戦略広報等 平成17年度: 企業誘致セミナー実施、経済特区戦略広報等</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 沖縄に関する投資情報の企業への効果的な発信 平成18年度: マスコミ招聘、企業誘致セミナー等 平成19年度: 企業誘致セミナー、小規模説明会等の実施 平成20年度: 企業誘致セミナー、投資環境説明ツアー等の実施</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 誘致説明会参加企業数</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) 誘致説明会参加企業数 平成15年度: 東京194社、大阪117社 平成16年度: 東京161社、大阪125社、東京シンポ366名 平成17年度: 東京220社、大阪112社、東京シンポ480名</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 誘致説明会参加企業数 平成18年度: 東京200社、大阪120社 平成19年度: 東京200社、大阪120社 平成20年度: 東京200社、大阪120社</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 企業立地推進課 企業誘致班				
評価責任者	企業立地推進課		担当者 企業誘致班		
課番号	065255	係番号	02	電話番号	866-2770
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065255-02-02				
事務事業名	プロモーション活動				
歳出事業コード(1)	318002007	事業区分	C		
歳出事業名(1)	企業訪問等特別誘致活動事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050301	計画名	産業振興計画		
			政策目標	企業の立地促進		
			施策	特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業の立地促進		
	再掲コード	050302	計画名	産業振興計画		
			政策目標	企業の立地促進		
			施策	産業高度化地域への企業の立地促進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	国内外での広報活動					
成果指標名又は成果の内容(A')	企業誘致説明会企業参加数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'	社	327.00	311.00	598.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	241,225	98,419	101,440	98,868	
	人工数D	1.45	1.60	1.60	1.60	
	人件費E	9,613.50	10,304	10,304	10,272	
	合計C+E=F	250,838.50	108,723	111,744	109,140	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	企業誘致プロモーション活動は、本県の投資環境を全国的に周知し、企業誘致活動を有効に展開するために重要な手段であり、企業誘致及び雇用創出に大きな成果が出てきており、県民の理解が得られている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	県民から、企業の立地を促進して産業の振興を図り自立型経済を構築するとともに、雇用の創出による雇用の安定を図ることを強く求められている。積極的なプロモーション活動を展開し、本県の投資環境を全国の企業や投資家等に周知するなど、積極的な企業誘致活動に対するニーズは増加していると思われる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	国内外での企業誘致セミナーの開催、マスコミ招聘、ビデオ作成、関係機関開催のセミナー等への参加、DM、経済団体等の協力活用等、他県と類似のプロモーション展開である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	県では、戦略的な企業誘致活動を積極的に展開して企業の立地促進に取り組み、自立型経済の構築に向けた産業の振興を図ることとしており、プロモーション活動は企業誘致活動の一環であることから、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	県では、戦略的な企業誘致活動を積極的に展開して企業の立地促進に取り組み、自立型経済の構築に向けた産業の振興を図ることとしており、企業誘致活動の一環であるプロモーション活動について国の協力を得ながら、市町村と連携を図り、県が主体的に取り組むのが妥当である。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定根拠	テレビ、経済紙等マスコミを活用した効果的な本県の投資環境の紹介やDVD作成、ビデオ作成、DM作成発送等、民間ノウハウ活用による効果的、効率的な企業誘致プロモーションを展開するため、一部委託済みである。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定根拠	企業の進出条件は単に投資環境のみでなく、機構・風土等の自然環境、教育・文化等の生活環境を含めたトータル評価で動機付けされることが多く、トータルPRの視点で取り組んだ方が良い。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	企業誘致プロモーションは、企業、投資家等を対象に行うのが最も効率的であり、他に有効な手法がない	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	企業誘致活動は、企業や投資家等に本県の投資環境について関心を持ってもらうことにはじまることから、プロモーション活動は企業誘致に大きな影響を与える。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	費用減少傾向の中、誘致説明会参加企業数は増加傾向。平成16年度は日本経済社との共済シンポジウム約300社の参加。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	費用減少傾向の中、立地企業数は増加傾向にある。
----------	-------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	特別自由貿易地域、情報通信産業振興特別地区、金融業務特別地区等をはじめとする本県全体の投資環境等をPRするプロモーション活動に要する経費であり、妥当である。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	O A化になじまない。
----------	-------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性	E	
5. 事務事業の選択	B		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
6	6				1

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	A 具体的方向性 1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定 根拠	依然として企業や投資家等の沖縄の投資環境に対する認識・関心等、認知度は低く、今後、本県に企業の立地促進を図るためには、本県の投資環境に対する認知度を高める積極的な企業誘致プロモーション活動の展開が重要である。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065255-02-07

事業名 賃貸工場等建設・管理事業	事業番号 07	課係名 企業立地推進課 企業誘致班	係番号 02
---------------------	------------	----------------------	-----------

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県内外の製造業を営む法人企業</p> <p>(2) 現状 企業の集積を促進し、沖縄における産業及び貿易の振興を図るため、特別自由貿易地域として122haが地域指定されている。同地域への企業立地を促進するため、投資環境の整備と企業誘致に取り組んだ結果、これまでに19社が立地している。</p> <p>(3) 方法 企業集積を促進するための投資環境整備の一環として、企業の初期投資負担を軽減する賃貸工場の整備を行うとともに、創・操業支援施設の整備に向けて取り組む。</p> <p>(4) 目標 企業の集積を進め、経済の拡大と雇用機会の増大を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫 国庫補助率：(2/3)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 沖縄振興特別措置法第42条では、企業の集積を促進し沖縄における産業及び貿易の振興を図るため、沖縄県知事の申請に基づき、主務大臣が特別自由貿易地域を指定することとされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 沖縄振興特別措置法第50条及び第51条で、地方公共団体は、事業の用に供する施設の整備に必要な資金の確保や支援、公共施設の整備の促進に努めることとされていることから、県が条例により同地域内に工場等を設置し、管理運営を行っている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>809,137</td> <td>710,065</td> <td>1,419</td> <td>6,770</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.60</td> <td>1.50</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：賃貸工場建設事業費及び特別自由貿易対策事業(修繕料・除草委託)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	809,137	710,065	1,419	6,770	人工数	1.60	1.50	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	809,137	710,065	1,419	6,770												
人工数	1.60	1.50	1.00	1.00												
<p>2. 事業の必要性 本県が地理的・歴史的な優位性を活かし、民間主導による自立型経済を構築するためには、特別自由貿易地域制度を活用して企業を集積させ、経済の拡大と雇用機会の増大を図る必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成11年度，終期：平成19年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 特別自由貿易地域の「受け皿施設」として賃貸工場を整備 企業の誘致</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 賃貸区工場の整備：平成11年度に6棟、平成13年度に3棟、平成14年度に6棟、平成15年度に3棟、平成16年度3棟、合計21棟の賃貸工場を整備した。 賃貸工場に19社が立地し、操業を行っている。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平成15年度3棟、平成16年度～17年度5棟で、平成19年度までに概ね23棟の賃貸工場を整備する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 特別自由貿易地域立地企業の出荷額と雇用機会が増大する。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 特別自由貿易地域立地企業の実績(平成17年) 出荷額：3,931百万円 雇用者数：306人</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 賃貸工場への企業集積を呼び水にして、分譲用地への企業立地を促進する。 出荷額：8,287百万円 雇用者数：298人</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 企業立地推進課 企業誘致班				
評価責任者	企業立地推進課		担当者 企業誘致班		
課番号	065255	係番号	02	電話番号	866-2770
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065255-02-07				
事務事業名	賃貸工場等建設・管理事業				
歳出事業コード(1)	313019002	事業区分	A		
歳出事業名(1)	賃貸工場建設事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050301	計画名	産業振興計画		
			政策目標	企業の立地促進		
			施策	特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業の立地促進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	特別自由貿易地域の賃貸工場等整備					
成果指標名又は成果の内容(A')	賃貸工場の立地企業数と出荷額、雇用増大					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	棟	6.00	3.00	3.00	0.00	0.00
成果指標A'		1.00	4.00	2.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	809,137	710,065	1,419	6,770	0.00
	人工数D	1.60	1.50	1.00	1.00	0.00
	人件費E	10,608	9,660	6,440	6,420	0.00
	合計C+E=F	819,745	719,725	7,859	13,190	0.00

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	企業の初期投資を軽減し、企業集積を促進するための投資環境整備の一環として整備している賃貸工場は、企業や投資家等から初期投資の軽減や早期操業の面で高い評価を受け、企業の立地が進みつつある。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	企業の初期投資を軽減し、企業集積を促進するための投資環境整備の一環としての賃貸工場の整備により、企業の立地が促進されてきており、出荷額や雇用機会の増大につながっている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定根拠	特別自由貿易地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づく本県のみ適用される制度であり、類似の施設整備等は他県にはないことから比較は困難である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定根拠	沖縄振興特別措置法第50条及び第51条に国や地方公共団体は、事業の用に供する施設の整備等に必要な資金の確保や支援、施設の整備促進に努めることとされていることから、国の支援を受け県が条例により賃貸工場を整備し、管理運営している。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	特別自由貿易地域は、沖縄振興特別措置法第42条で知事の申請に基づき主務大臣が指定することとしており、同法第50条及び第51条に国や地方公共団体は事業の用に供する施設の整備等に必要な資金の確保や支援、施設の整備促進に努めるものとしている。	
4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託（一部委託含む）が可能である。		
判定根拠	沖縄振興特別措置法第52条において、地方公共団体が出資又は拠出し要件に該当するもので「特別自由貿易地域活性化計画」が適当である旨の認定を受けたものは「製造業等の用に供する事業場の設置又は運営に係る事業」を行うことができる旨の規定がある。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	特別自由貿易地域制度は沖縄振興特別措置法に基づき本県にのみ適用されるものであり、指定を受けた地域は唯一特別自由貿易地域中城湾港新港地区のみであることから、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	企業の初期投資を軽減し、早期操業に資する賃貸工場は、企業集積を促進するための投資環境整備の一環として整備され、企業や投資家等から初期投資の軽減や早期操業の面から高い評価を受け、企業ニーズも高く、企業の立地が進みつつある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	平成17年3月末で21棟が整備されるなど、計画的な賃貸工場の整備が図られ、11社の特別自由貿易地域立地企業中8社が賃貸工場に立地し、本年度に入ってさらに3社が立地するなど企業ニーズが高いことから、同地域への企業の立地促進に大きな影響がある。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠 同事業は計画通りに進み、計画期間の終盤となり費用は低下していくが、企業の立地件数は上昇傾向にあり、出荷額及び雇用の増大が見込まれる。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠 事業計画も終盤になり、費用は低下していくが、賃貸工場に対するニーズは高く企業の立地件数は上昇傾向にあり、立地企業の増加に伴い、出荷額や雇用機会の増大が見込まれる。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県の整備計画に基づき、国の支援（補助）を受けて、県が事業主体となって実施している賃貸工場の整備であり、妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 O A化になじまない

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		-
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		C
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	9	2	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 平成17年3月末で21棟が整備されるなど、計画的な賃貸工場の整備が図られ、昨年度末時点で11社の特別自由貿易地域立地企業中8社が賃貸工場に立地しており、本年度に入ってから3社が立地するなど、賃貸工場に対する企業ニーズが高いことから、企業の立地件数も上昇傾向にある。今後も企業湯地活動を強力に推進し、早期に企業を誘致して本地域の活性化を図る必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-065255-02-09

事業名	特別自由貿易地域対策事業	事業番号	09	課係名	企業立地推進課 企業誘致班	係番号	02
-----	--------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県内外の製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業及び卸売業を営む法人企業</p> <p>(2) 現状 企業の集積を促進し沖縄における産業及び貿易の振興を図るため、自由貿易地域と特別自由貿易地域が地域指定されている。同地域への企業立地を促進するため、投資環境の整備と企業誘致に取り組んだ結果、自由貿易地域に15社、特別自由貿易地域に19社が立地している。</p> <p>(3) 方法 特別自由貿易地域への企業集積と活性化を促進するため、平成14年4月に設置した特別自由貿易地域管理運営法人に同地域の管理運営と立地企業に対する創・操業支援を平成14年度から委託している。平成17年度からは、同地域の管理運営は県が行い、創・操業支援については、産業振興公社へ業務委託している。</p> <p>(4) 目標 企業の集積を進め、経済の拡大と雇用機会の増大を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 沖縄振興特別措置法第42条では、企業の集積を促進し沖縄における産業及び貿易の振興を図るため、沖縄県知事の申請に基づき、主務大臣が特別自由貿易地域を指定することとされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 沖縄振興特別措置法第50条及び第51条で、地方公共団体は、事業の用に供する施設の整備に必要な資金の確保や支援、公共施設の整備の促進に努めることとされていることから、県が条例により同地域内に工場等を設置し、管理運営を行っている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>66,628</td> <td>104,192</td> <td>116,890</td> <td>121,779</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 特別自由貿易地域対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	66,628	104,192	116,890	121,779	人工数	1.80	1.60	1.60	1.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	66,628	104,192	116,890	121,779												
人工数	1.80	1.60	1.60	1.60												
<p>2. 事業の必要性 本県が地理的・歴史的な優位性を活かし、民間主導による自立型経済を構築するためには、自由貿易地域制度を活用して企業を集積させ、経済の拡大と雇用機会の増大を図る必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成11年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 管理運営法人設置に関する合意形成</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 国による特別法人の設置を要望した。沖縄振興特別措置法に管理運営法人の支援制度が盛り込まれた。平成14年4月に沖縄産業振興センターに特別自由貿易地域管理部が新設され、沖縄県工業技術センター内に事務所が設置されたことから、同センターに特別自由貿易地域の管理運営と創・操業支援業務を委託した。平成17年度からは、県の直営となっている。(創・操業支援業務のみ産業振興公社へ業務委託)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) (県が行う業務) 特別自由貿易地域の管理運営、立地企業の創・操業支援の委託業務 (法人が行う業務) 特別自由貿易地域の管理運営、立地企業の創・操業支援、総合保税地域の導入、施設整備等</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 沖縄振興特別措置法に管理運営法人の支援制度が盛り込まれた。管理運営法人が整備された。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 沖縄振興特別措置法に管理運営法人に係る支援制度が盛り込まれた。特別自由貿易地域管理部の事務所が設置された。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 特別自由貿易地域の管理運営業務が、安定的・継続的に行えるよう管理運営法人の組織と財務を強化する。これにより、特別自由貿易地域の企業集積の促進と活性化が図られる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 企業立地推進課 企業誘致班				
評価責任者	企業立地推進課		担当者 企業誘致班		
課番号	065255	係番号	02	電話番号	866-2770
				作成年月日	

事務事業コード	2006-065255-02-09				
事務事業名	特別自由貿易地域対策事業				
歳出事業コード(1)	313019003	事業区分	C		
歳出事業名(1)	特別自由貿易地域対策事業				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050304	計画名	産業振興計画		
			政策目標	企業の立地促進		
			施策	立地企業に対する支援体制の強化		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業				
---------	------------------	--	--	--	--

活動指標名又は活動の内容(A)	特別自由貿易地域の管理運営					
成果指標名又は成果の内容(A')	特別自由貿易地域の駅的な管理運営による活性化					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	66,628	104,192	112,476	115,009	115,009
	人工数D	1.80	1.60	1.60	1.60	1.60
	人件費E	11,934	10,304	10,304	10,272	10,272
	合計C+E=F	78,562	114,496	122,780	125,281	125,281

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	特別自由貿易地域の管理運営や立地企業の創・操業支援を行い、同地域への企業集積や活性化を促進することを目的としていることから、同地域の活性化が本県の産業振興及び雇用の増大につながり、県民はおおむね満足と考えられる。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	特別自由貿易地域制度を活用した企業誘致活動を積極的に展開し、自立型経済の構築と雇用機会の増大に対する県民ニーズは高いことから、本事業実施による同地域の活性化に対するニーズも高いと考えられる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	特別自由貿易地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づき本県の同地域みに適用される制度であり、税制上の優遇措置が施された地域であるが、他県にはないので比較は困難である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に区域内の企業立地促進の施設整備等について国うあ地方公共団体等の役割が規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法に地域指定申請者が知事であること、特別自由貿易地域活性化計画の認定者としての知事の位置づけ、それに伴う優遇措置等が規定されたいる。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	一定の要件を満たす法人が特別自由貿易地域活性化計画を策定し、知事の認定を受け、立地企業の創・操業支援や事業場等の施設の設置管理運営等の事業ができることとなっており、地域の管理及び立地企業等の創・操業支援業務等の一部を委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	自由貿易地域及び特別自由貿易地域は、沖縄振興特別措置法に基づき指定された本県唯一の地域であり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	特別自由貿易地域への企業集積と活性化を促進するため、同地域の管理運営と立地企業に対する創・操業支援事業を行うことは、重要かつ効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	適正な地域の管理運営と立地企業の創・操業支援によるスピーディな事業展開をサポートすることが企業の立地促進に大きな影響を与える。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 賃貸工場の整備棟数の増加や立地企業の増加に伴い、費用が増加するとともに、立地企業の業績が出てきていることから成果も上昇傾向である。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 賃貸工場の整備棟数の増加や立地企業数の増加に伴い、費用が増加しているが、企業の立地件数も増加傾向にある。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 特別自由貿易地域の設置者であり、当該地域の管理運営は県の責務である。

10. O A化の可能性 判定 B

(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定根拠 O A化になじまない

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		-
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	B

合計	A	B	C	D	E
	6	5			1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性
		1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠 特別自由貿易地域への企業の立地を促進し、同地域の活性化を図るためには、地域の適正な管理運営と立地企業の創・操業支援等のための体制を強化し、成果を大きくさせることが重要である。